

第5章 整備基本計画（第1期・中期）

1. 調査計画

大友氏館跡の発掘調査は平成10年度にはじまり、平成31年3月末現在までに、39回、延べ約40,000㎡を超える確認調査を行ってきた。

その結果、短期整備の対象とした庭園域をはじめ、中心建物域を含めて主に館跡東半について、その様相が解明されてきている。一方で、外郭施設や館跡西半の様相については、主要施設の位置関係の確認にとどまっており、その詳細な内容に関しては不明な点が多く残されているのが現状である。また、唐人町跡についても全体の様子が解明されるには至っていない。大友氏館跡・唐人町跡の整備を行うにあたり、今後とも計画的な確認調査を実施し、整備に反映させるものとする。

具体的な大友氏館跡・唐人町跡の確認調査計画は、図5-1に示すとおりで、大友氏館跡については令和6年度まで行う計画とし、最終調査区の報告書刊行は令和7年度に計画する。唐人町跡については、令和7年度以降に行う予定である。確認調査は公有化している土地を対象とし、別項で示す整備の計画に即して実施する。

調査方針としては、遺構の状況把握を前提とし、調査後は速やかに埋め戻しを行い、検出した遺構及び遺物を損傷しないよう保存を図る。また大友氏館跡東半の大部分は歴史体験（復元）ゾーンとして位置づけており、遺構の詳細まで把握する必要があるため、ほぼ対象地全面の調査を実施する。一方で、大友氏館跡西半を中心とするエリアについては、トレンチ調査等で主要な遺構の分布把握に留め、詳細確認が必要な場合は、調査面積を拡張するなどして対応する。

なお、利便施設A・Bについても、遺構の状況把握を目的に最小限の確認調査を行う。具体的には、利便施設A・Bと史跡地境界付近に想定される大友氏館跡の外郭や道路跡に相当する遺構の範囲確認を行う。また、施設の設置が遺構に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に発掘調査を行う。これらの調査によって、重要遺構が確認された場合は、保存管理計画に従い適切に保存措置を講じる。

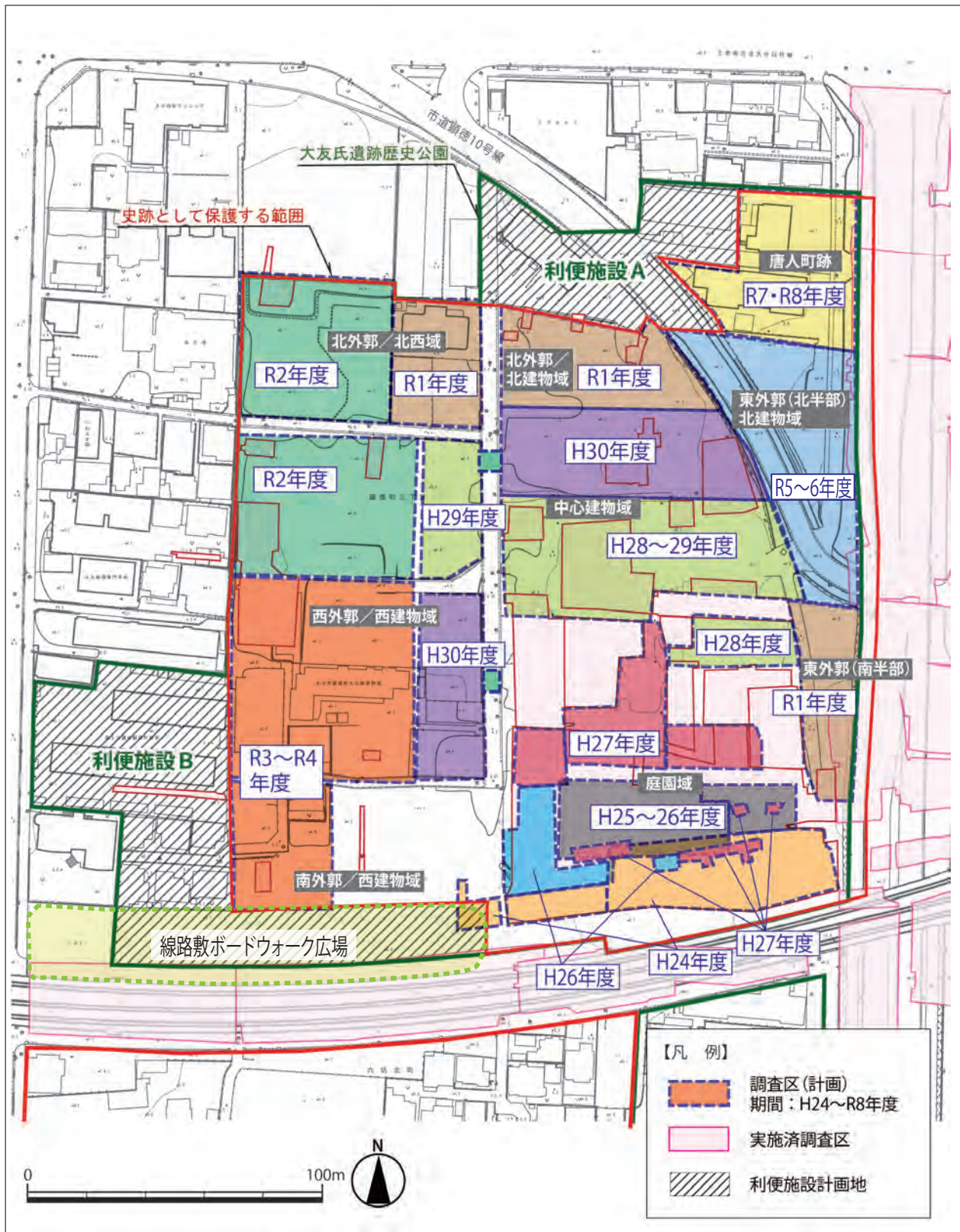


図 5-1 大友氏館跡・唐人町跡調査予定地点位置図

2. 遺構保存計画

遺構保存は、調査等により保存すべき対象と、規模・形状・遺存状況を明らかにし、破損の状況に応じて保存措置を施した上で、保護盛土、排水、止水・防水、洗掘防止、防根処理などの措置を講じることである。

庭園域においては、調査により検出された護岸や景石などの遺構を将来にわたって確実に保存することを第一義として、遺構全体に保護盛土を施し、降雨等による洗掘や、景石の風化や劣化を防止する。

庭園の保護盛土厚は、景石の突出部分を含めて保護し、さらに新たに設置する景石等がその上に安定した状態で設置できることを条件とした。当初最大1.4mを想定していた盛土は、設計段階での検討により最大0.5mに抑えられ、整備範囲において不自然な高低差が生じる懸念は解消されている。

中心建物域や外郭等の遺構は、中心建物域の最も高い検出標高が5.2mであり、この直上に建物等を復元することが想定されることから、保護砂と十分な盛土を施し、遺構に悪影響を与えないよう整備を実施する。

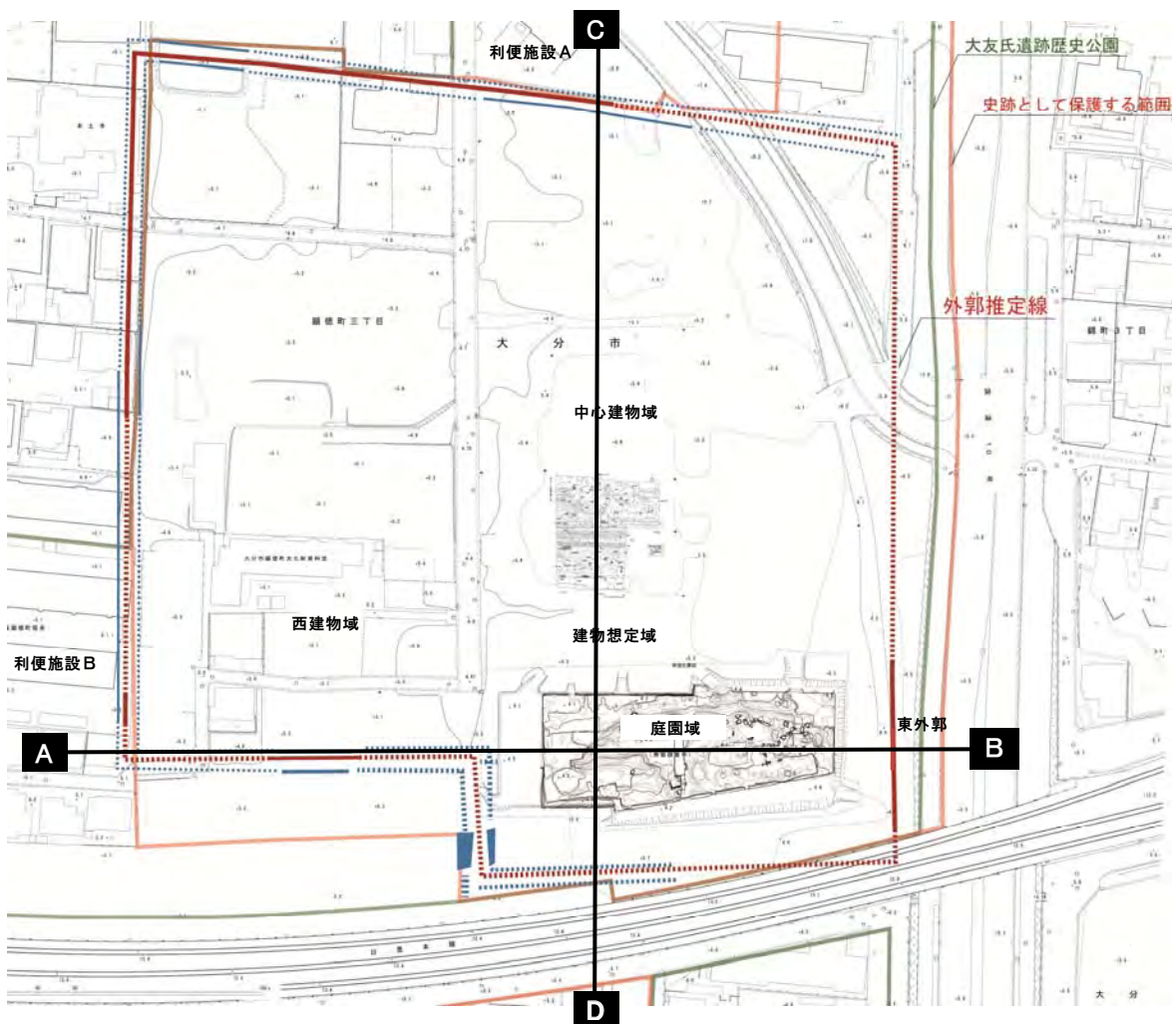
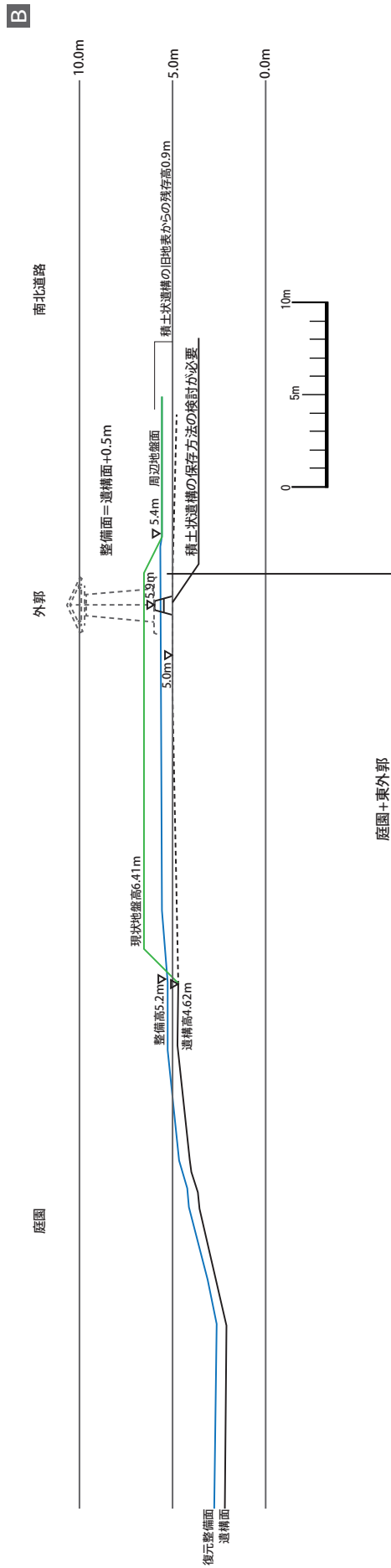


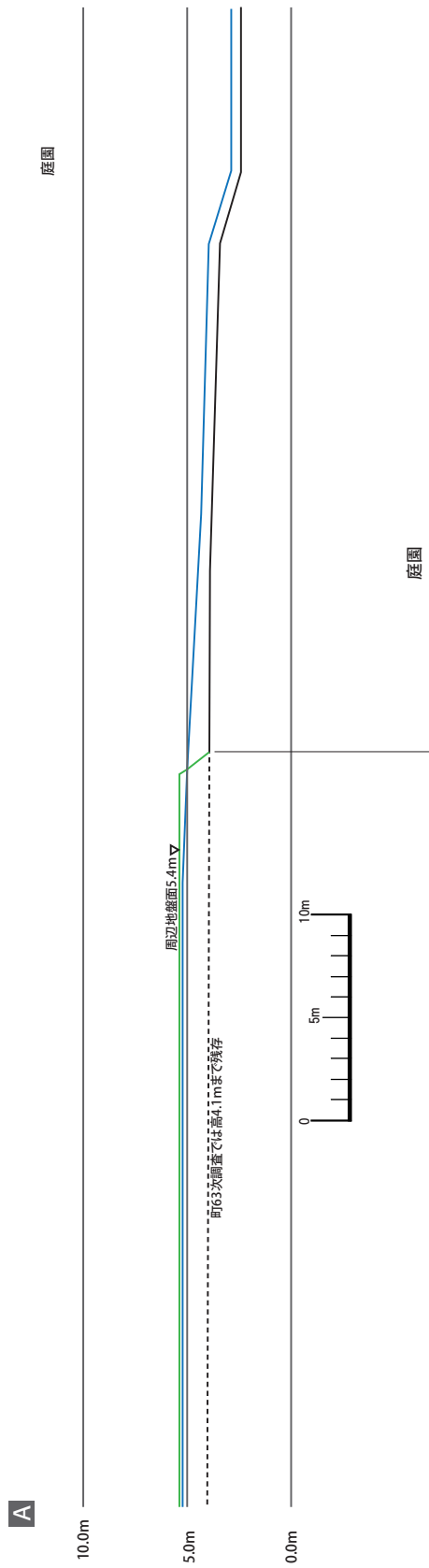
図 5-2 遺構保護レベル検討断面位置図

・庭園と東外郭、南北道路部分 【A - B断面 その1】



庭園部分での整備高(遺構面標高+0.5m)に合わせた場合、東外郭付近は周辺地盤面との標高差がわずかととなり、大きな段差は生じないが、積土状遺構の保存方法については別途検討が必要がある。

・庭園と西建物域(南外郭及び利便施設B付近) 【A - B断面 その2】

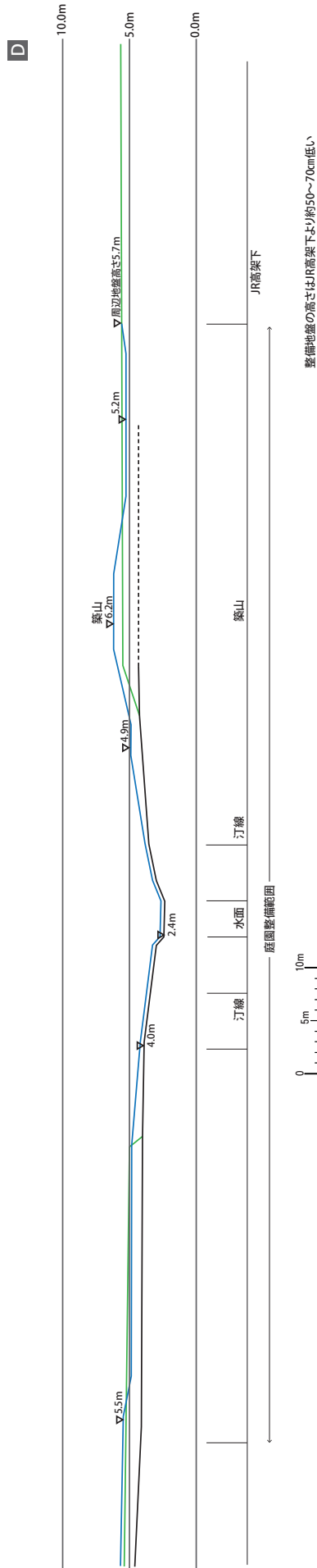


整備高を5.2mとすると、南外郭の外側(利便施設B側)との間に大きな段差は生じない。

整備面
 現況面
 遺構面

図 5-3 大友氏館跡と周辺地との遺構保護検討図 (A - B断面図)

・庭園西側 庭園～JR高架下 【C-D断面 その1】



・庭園西側 中心建物域～庭園 【C-D断面 その2】

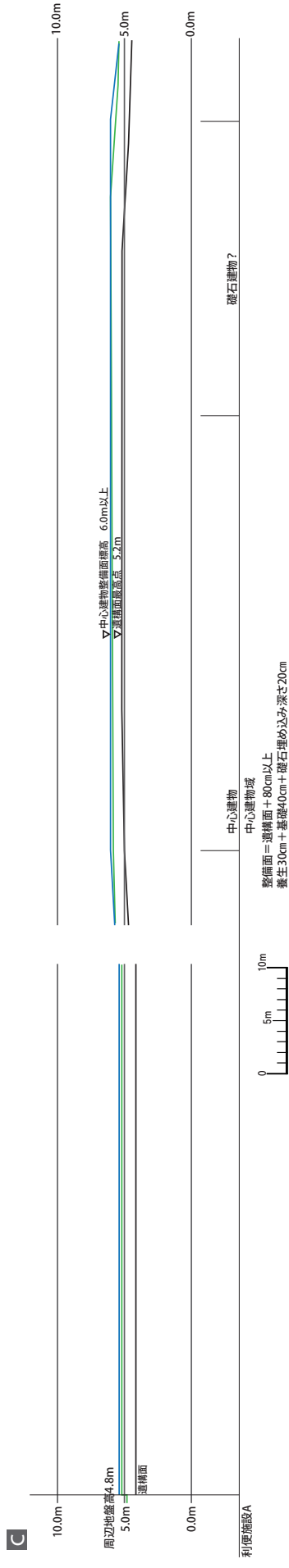


図 5-4 大友氏館跡と周辺地との遺構保護検討図 (C - D断面図)

3. 遺構復元計画

大友氏館跡の変遷はⅠ～Ⅵ期に区分されるが、整備にあたっては最盛期と位置付けられるⅤ期（1573-1586年頃）の遺構を復元対象とする。

短期整備では、庭園域の復元を中心として整備を進めており、令和2年4月に供用開始する予定である。

中期整備では、中心建物域及び外郭施設を中心とした項目に分け、中心建物域では主殿と考えられる建物跡を中心に、関連建物跡、区画溝、かわらけ大量廃棄土坑、塀などの遮蔽施設と考えられる柱穴列、門などを構成するピットなど、発掘調査で確認された遺構を基に整備を進める。外郭施設についても、検出された東外郭の築地跡、北・西・南西で確認された土圍廻屏どいまわしべいと考えられる2条の溝と積み土遺構などを対象とし、大友館の広大さが理解されるよう整備を進める。さらに検出された遺構のほか、「作法日記」や『木碎之注文』（大工の木割書）等の文献史料や、他の遺跡の状況なども踏まえながら、復元の参考として検討していく。

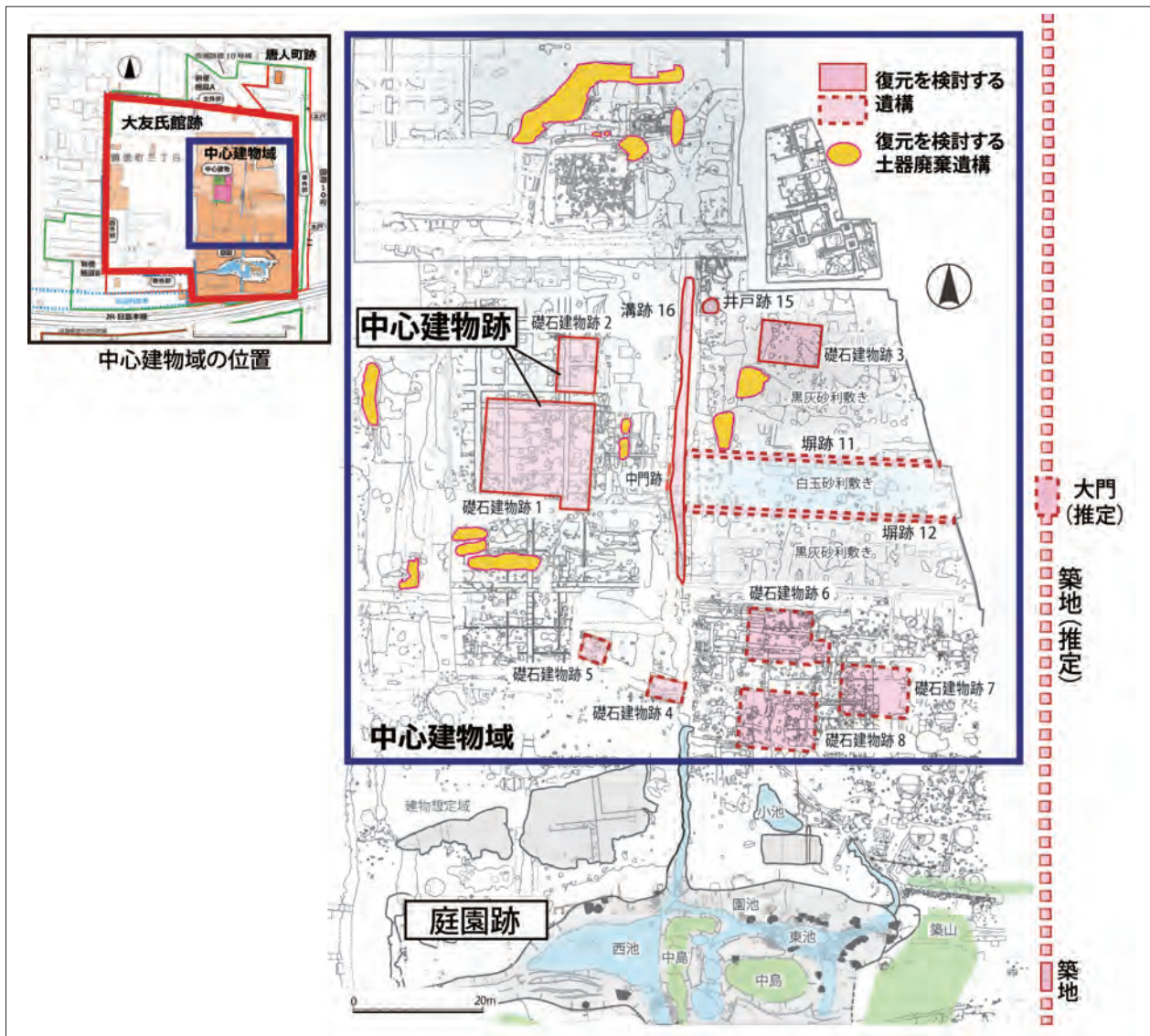
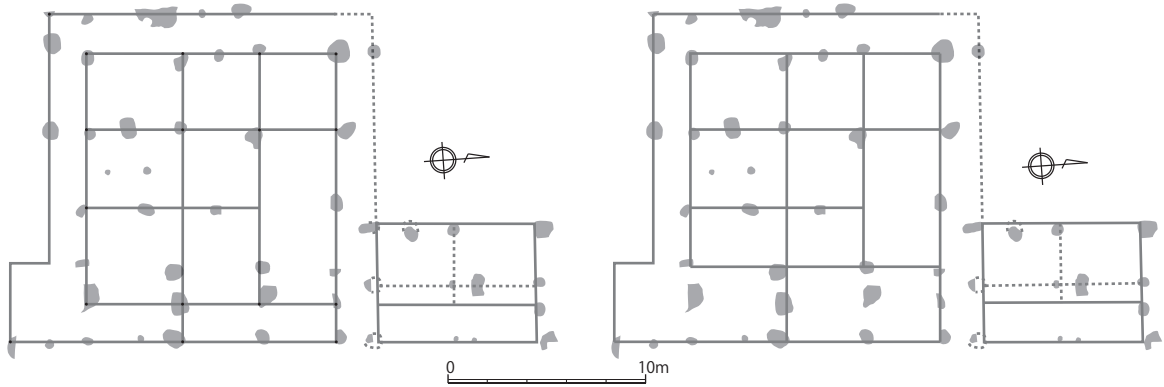
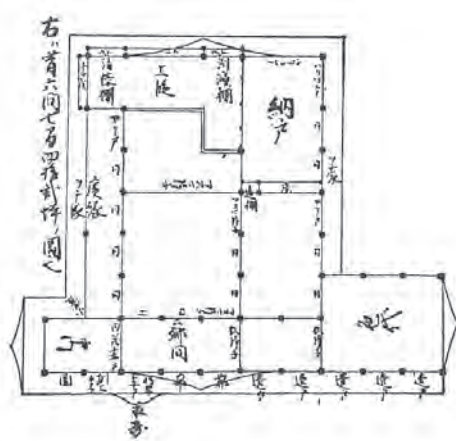


図 5-5 復元を検討する遺構の位置（中心建物域周辺）

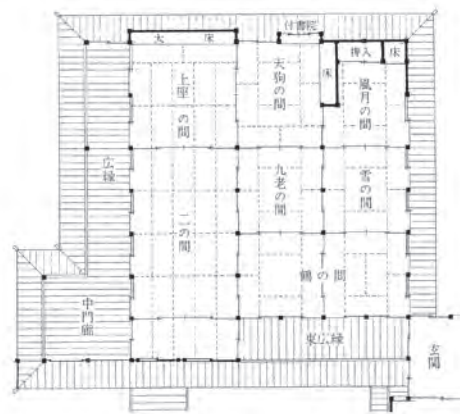


大友氏館跡中心建物跡 復元第1案

大友氏館跡中心建物跡 復元第2案



昔六間七間ノ主殿之図



園城寺勸学院客殿

図 5-6 大友氏館跡中心建物と他事例との比較

(1) 中心建物域

中心建物域は、館Ⅴ期に位置づけられる建物跡等の遺構を基に復元することを目指す。

中心建物域の中で、検出された遺構は図 5-5 に示す。確認された遺構は建物跡、塀などの遮蔽施設、井戸跡や区画溝、かわらけ大量廃棄土坑などがある。

建物跡について、主殿と考えられる中心建物跡は、礎石痕分布から導き出された平面プランに基づき、積極的な立体復元を目指す。また、その他の建物跡については、礎石や礎石掘り方の残存状況などを踏まえながら、中心建物域の建物配置や景観等が理解されるよう工夫しながら、立体的な復元を目指す。建物の立体復元においては、建物内の活用等が図られるよう十分な検討を行う。

主要建物に関わる塀や渡廊などの建造物については、主要な建物と密接な関係にあることから、想定される遺構が確認できるものから立体的な復元を含めて考える。



内部の活用が図られている復元建物の例（「江馬氏館」）

大友館の外郭施設としての門や築地、土圍廻屏等は、館の内と外を示す重要な区画施設となるため、発掘調査成果を踏まえ、積極的な立体復元を行い、来館者に館の範囲が認識できるよう努める。

その他の遺構については、井戸跡や区画溝、かわらけ大量廃棄土坑、また白玉砂利や黒・灰色砂利敷き遺構なども発掘調査により検出されていることから、中心建物域のあり方を構成する重要な要素と捉え、立体的、平面的な復元や表示を行い、来訪者が理解、体感できるよう整備する。

さらに中心建物域の基盤整備については、発掘調査により、当時の地表面は空間ごとにレベル差があることが確認されており、遺構を十分に保護したうえで、当時の地表面レベル差を整備後の地表面でも相対的に表現できるように努める。

以上、中心建物域については発掘調査により空間構造の解明が進んできた。また第3章の「文献史料からみた大友館と年中行事」で述べたように、大友館で執り行われた年中行事などは建物等と一体で理解されるものが多いことから、それぞれの建物の存在意義は、年中行事と切り離せない関係にあるともいえる。

大友氏館の年中行事は、発掘調査成果や「作法日記」により解明が進んできているが、他の戦国大名館や室町将軍邸においては、その実態は不明な部分が多い。したがって大友氏館跡において、武家の年中行事の再現と建物の復元を行うことは極めて意義深い。

(2) 外郭域

これまでの確認調査により、北・西・南外郭の調査地点において区画施設を示す溝跡等が確認されている。これらの調査所見を総合すると、外郭の構造は幅 1.5 ～ 2.0 m の平行する 2 本の溝で区画され、この 2 つの溝跡に挟まれた幅約 4.0 ～ 4.5 m の空閑地には粘質土と砂質土を用いた積土状の堆積が認められている。また、東外郭地点に相当する館 22 次調査では、掘り込み地業並びに焼土層に覆われる整地土、館 28 次調査では、砂・砂利・粘質土を堅固に版築した積土状遺構が存在していることが判明した。

文献史料には、大友館の外郭施設を表す言葉として「土圍廻屏^{どいまわしべい}」「築地^{つじ}」がある。大友宗麟・義統・加判衆が天正元年（1573）に出した文書の中に「土圍廻屏」の普請を命じたものがあり、それらの記述内容から大友館の外郭施設を示しているといわれている。文書の共通する点として、諸郷荘に申し付けた普請役を、臨時的な役を免除された武士に対しても例外なく命じている点が挙げられる。このことから「土圍廻屏」の普請が大友氏にとって特別な工事であったと指摘されている。また義統の花押の形式から天正 3 年（1575）～天正 7 年（1579）頃と推定される税所氏に宛てた書状には、「東之築地」との記載があることから、大友館の東外郭は築地塀であった可能性が高い。

以上のように、文献史料から判断される大友氏館跡の外郭施設及び、発掘調査成果の整理を踏まえると、東外郭は築地塀状の積土構造、その他の外郭については 2

う。建物の復元が困難な場合においても、唐人町のまちなみ空間を体感できるよう、公開や活用のための施設建設について関係機関と協議を行っていく。



広島県吉川元春館跡 復元された建物



愛媛県湯築城跡 復元された門と塀



愛媛県湯築城跡復元建物内部の活用



徳島県勝瑞館跡 主建物跡を便益施設として復元



東京都八王子城跡 主建物の床まで復元した状況



福井県朝倉氏館跡礎石の露出展示



愛媛県湯築城跡 復元された門と塀



愛媛県湯築城跡 土器廃棄土坑の復元

図 5-8 他遺跡における遺構復元整備の例

4. 出土品の重要文化財指定に関する計画

大友氏館跡からの出土品の多くは、儀式・饗宴に使われたかわらけであり、戦国大名の館跡としての性格を裏付けている。また、希少性の高い中国の元時代の青花や青磁といった陶磁器等は、室内荘厳品として飾られ、大友館の威信を示していたといえる。

さらに、大友氏遺跡を構成する旧万寿寺跡や唐人町跡、中世大友府内町跡等からは、国際的な交易都市として栄えた豊後府内の特徴をよく示す陶磁器等が出土している。このうち、大分県教育委員会によって調査された出土品については、「大分県府内大友氏遺跡出土品」の名称で、令和元年度に 1269 点の資料が重要文化財に指定されている。

今後、市教育委員会によって調査された出土品についても、大友氏館跡及び唐人町跡の範囲確認調査の区切りがつく令和 9 年度を目途に重要文化財に指定されるよう、計画的に資料調査及び指定に向けた手続きを進める。



指定候補資料の例（中世大友府内町跡第 3 次調査出土遺物）

5. 動線計画

(1) 歴史公園への人の動線

大分駅からの来訪者の主要動線としては、大分駅と歴史公園を結ぶ鉄道残存敷が、「線路敷ボードウォーク広場」として徒歩と自転車利用を想定した整備がされたことから、これを經由して主入口A及びBから大友氏館跡に入る動線を設定する。さらに、大分駅周辺にも歴史公園への人の動きを促す起点となる機能（史跡案内、ガイダンスなど）を設置するなど、線路敷ボードウォーク広場の整備により生まれた人の動線をより効果的に活用できる方法を積極的に検討する。また、現在は南蛮BVNGO 交流館横にあるサイクルポート*については、大友氏館跡の整備完成後は利

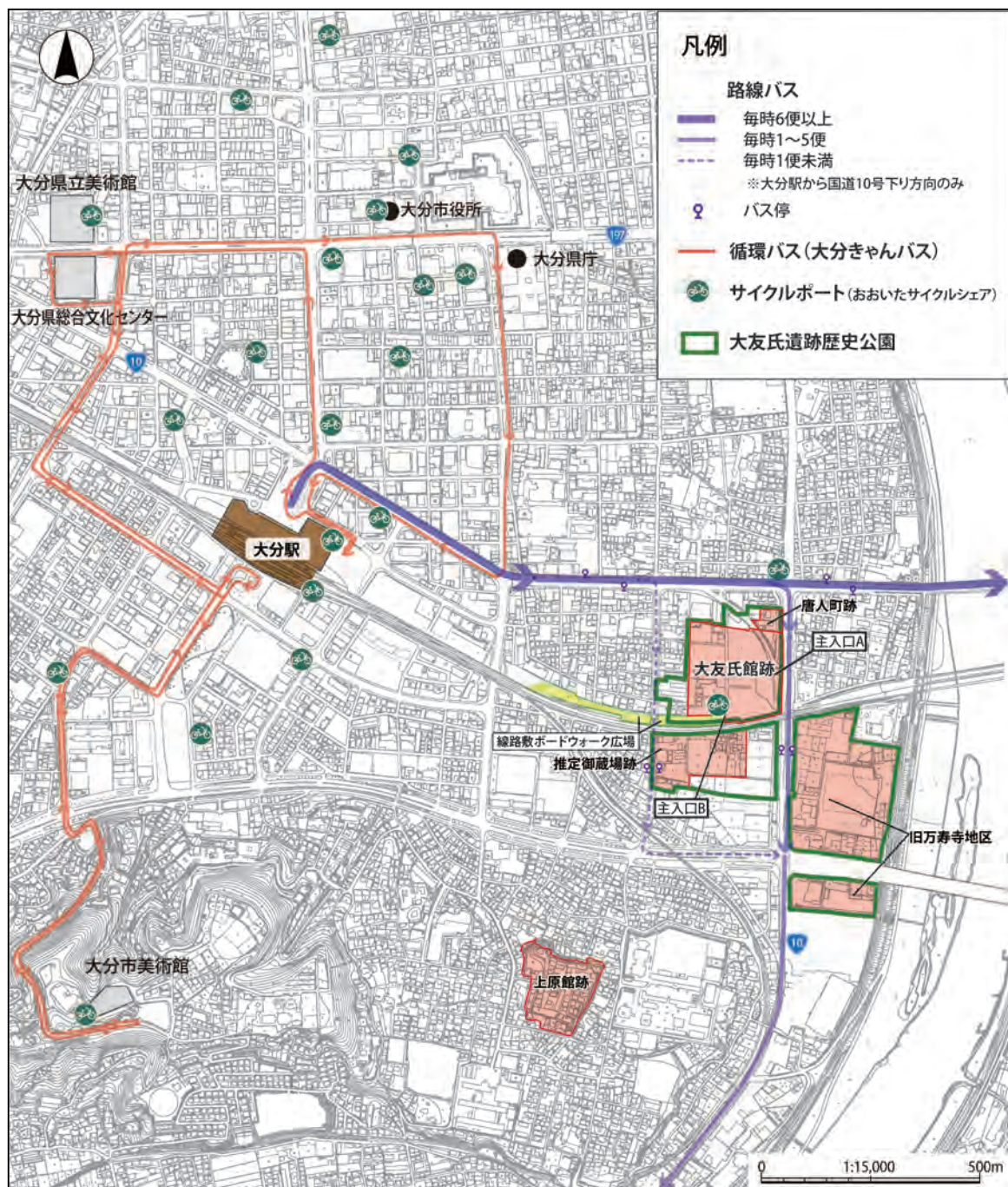


図 5-9 大友氏遺跡周辺の公共交通（サイクルポート含む）

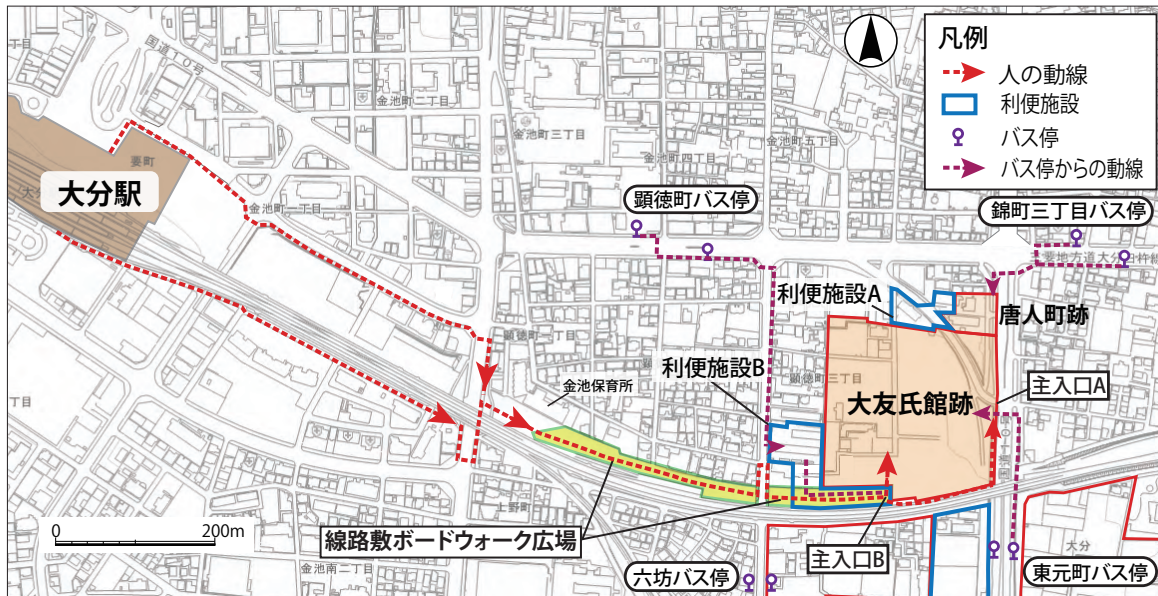


図 5-10 線路敷ボードウォーク広場及び路線バスを利用した人の動線

便施設 B 内に移設し、引き続きシェアサイクルの拠点として活用していく。

路線バス利用によるアクセスとしては、付近に比較的便数の多いバス停が 3 箇所ある。大分駅から乗車した場合、国道 10 号を東に向かう全系統が停車する「顕徳町」バス停で降車するのが最もわかりやすく、1 時間に平均 11 ～ 12 便と便数も多い。しかし、バス停からの徒歩距離は便施設 B まで約 440 m、主入口 B まで約 640 m である。一方、主入口 A への最も至近なバス停は「東元町」バス停であり、主入口 A まで約 220 m であるが、便数は「顕徳町」の 1/4 程度である。いずれも、市外からの来訪者が路線バスを利用する場合、起点となる大分駅における案内、大友氏館跡付近を經由することの表示、車内アナウンスによる降車バス停の案内、バス停から大友氏館跡までの案内サイン整備等により利便性を高めるよう取り組む。さらに、大友氏館跡または歴史文化観光拠点施設に至近なバス停の新設、既存バス停の移動、バス停の名称変更等の検討を進める。

また、実用化が進む自動運転技術など先端技術の活用やバス等の新たな運行ルートを検討し、公園利用者の利便性向上を図る。

以上のように、第 1 期整備では、大友氏遺跡歴史公園までのアクセスについて、来訪者が公共交通機関を利用しやすくするための取組を進める。

※平成 30 年 10 月 1 日から行っている「大分市広域レンタサイクル実証実験」に伴い設置された。

(2) 歴史公園への車の動線

大友氏遺跡歴史公園への車での来訪に対しては、便施設 A と便施設 B に駐車場を整備し、それぞれ身障者用の駐車スペースも確保する。

なお、第 1 期整備では、駐車場として J R 日豊本線の高架下スペースを活用するとともに、イベント時など多数の来客が想定される場合には、史跡地内の臨時的な利活用を図る。

(3) 歴史公園内の動線

想定される大友氏遺跡歴史公園の利用者は、史跡の観光や歴史学習を目的とした見学者と、日常的な公園利用者に大別される。

前者に対しては、歴史文化観光拠点施設を起点に、大友氏館跡・唐人町跡や旧万寿寺地区へと回遊できるよう2つの見学動線を設定する。最初に歴史文化観光拠点施設において大友氏遺跡のガイダンスを受けたのち、西外郭または南外郭の出入口（主入口B）から館内部に進む最短の動線と、庭園南側とJR高架の間を動線として利用し、東外郭沿いに北進して大門（主入口A）から大友氏館跡内へと導入す

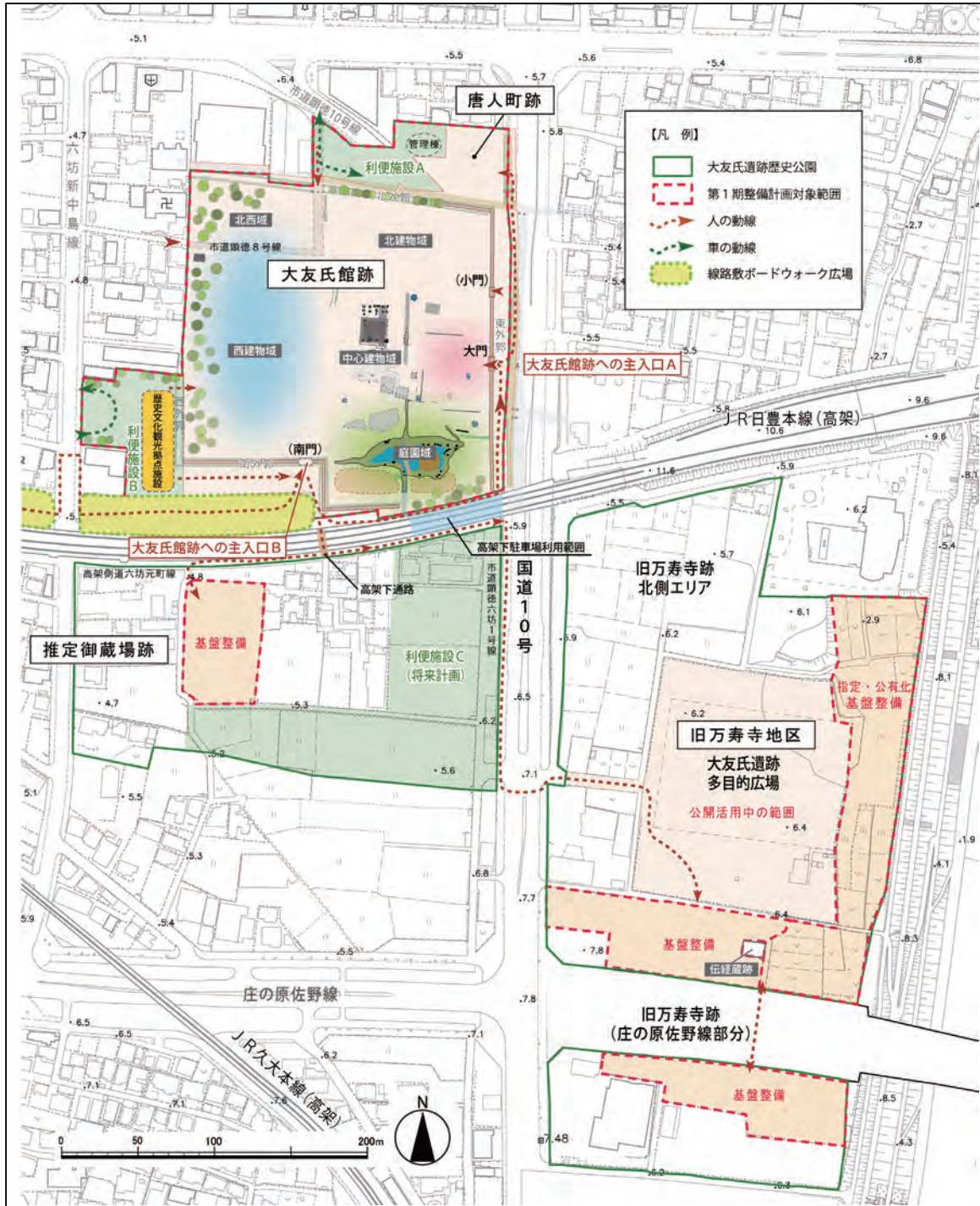


図 5-11 第 1 期整備動線計画

る動線を設定する。大友氏館跡・唐人町跡の見学を終えた後は、主入口 B から歴史文化観光拠点施設へと戻るようにする。障がいのある方が来訪される場合に対応し、便利施設 B 前の西外郭に設けるバリアフリー対応の入口から館に入ることができる動線も設定する。

歴史的には、大門（主入口 A）から大友氏館跡内へ入り中心建物に至るルートが正式な動線であったことから、歴史文化観光拠点施設におけるガイダンスではこの点を解説する。

なお、主入口 B については、公園の利便的な入口として整備を行うが、発掘調査により推定南門の遺構が確認された場合は復元的整備を検討する。

大友氏館跡と旧万寿寺地区の間を抜ける国道 10 号については、来訪者の安全かつ円滑な誘導案内に配慮して、歴史公園整備と連携した横断歩道や標識等の設置を行うことができるよう調整を図るものとする。

日常的な公園利用者においては、住宅地に接する市道顕徳 8 号線からの利用や、南北方向（南外郭～北外郭）、東西方向（市道顕徳 8 号線～小門）に通過するルートを利用することを想定して、園路整備を検討する。

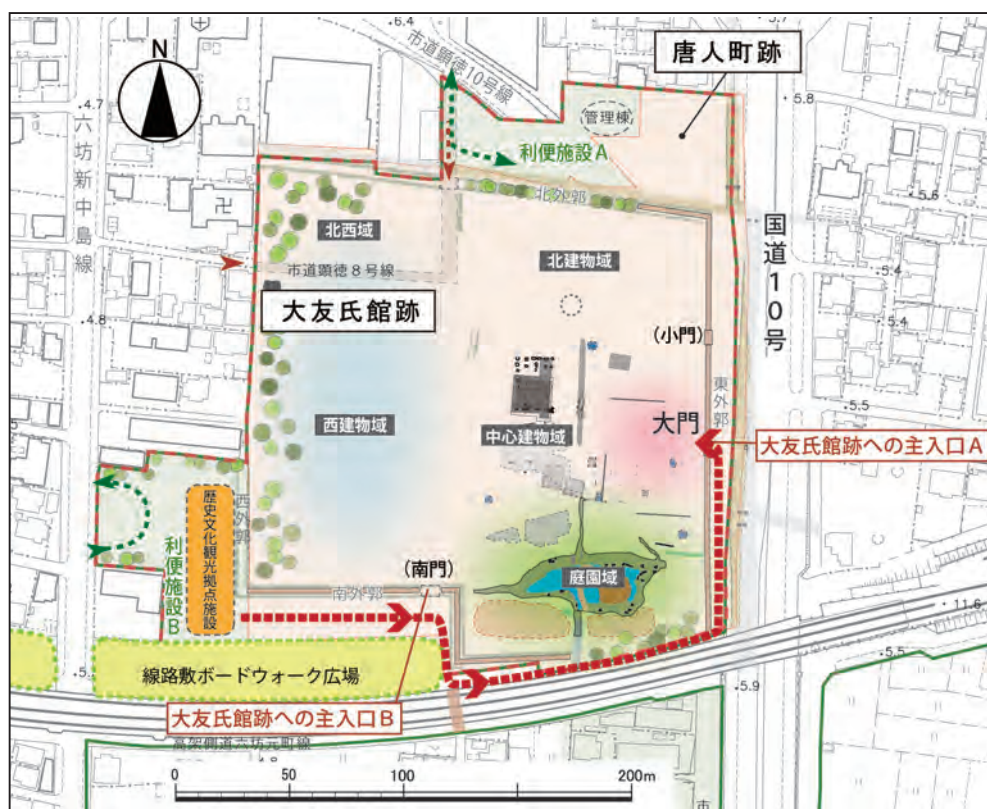


図 5-12 歴史文化観光拠点施設から大友氏館跡大門への動線

6. 案内・解説施設に関する計画

公園利用に関する案内及び史跡の解説を行うため、対象となる位置や用途に応じて、ユニバーサルデザイン及び多言語に対応した案内施設や解説施設を設置する。

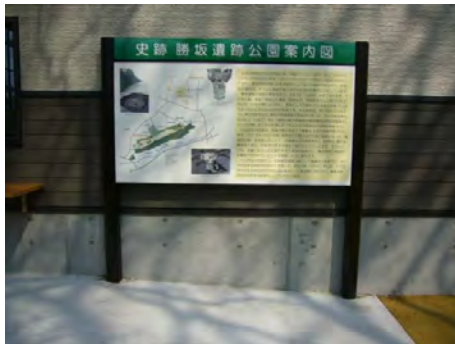
また、これらの施設のうち、案内板や誘導表示板、説明板等のサイン類については、詳細な設置計画やデザインの検討にあたり、「大分市公共サインガイドライン」を参照するものとする。

(1) 案内施設

① 総合案内

大友氏館跡への主要な入口・導入部である大門（主入口B）から入った広場、利便施設Bから大友氏館跡へと入る南門（主入口A）には、園内案内図や概要等を記載した史跡の総合解説板を設置する。

また、利便施設Bや、利便施設Aから北西域への入口など、史跡指定地への導入に当たる部分には、公園あるいは史跡としての利用上の注意なども記載した案内板を配置する。



遺跡公園の総合案内の事例（相模原市：勝坂遺跡）



史跡の総合案内の事例（米子市：上淀麿寺跡）

② 誘導案内

史跡地内の見学者の誘導表示板と、周辺の関連文化財や歴史文化観光拠点施設への道標等を設置する。

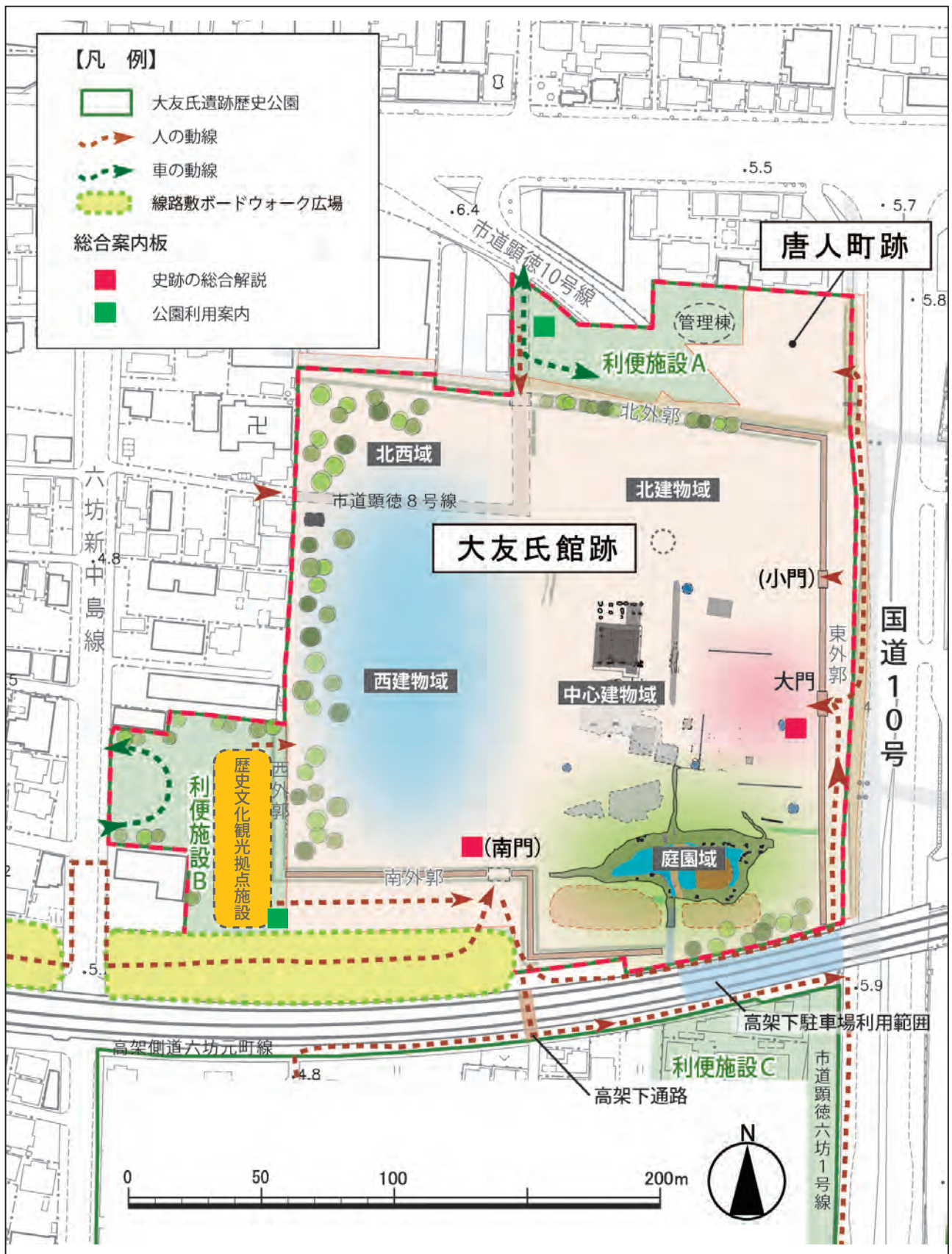


図 5-13 総合案内板設置位置図

(2) 解説施設

①説明板

【地区説明】

庭園域、中心建物域、西建物域、北建物域、北西域、唐人町跡のそれぞれに対し、その地区の概要等を記載した説明板を配置する。説明板は当該地区の整備が完了した時点で設置するが、整備は段階的に進行することから、未整備の地区でも仮設説明板を配置して、史跡の広がりや位置づけをわかりやすく示す。

【個別説明】

建物域では各遺構・遺物を検出した付近に個別説明板（建物名称板）を配置する。説明板の板面は、発色が良く表現性に富み、耐久性や耐候性に優れた、陶板やステンレスホーローパネル等を使用し、架台は史跡地としての景観や眺望を損なうことのないデザイン、仕様とする。

また、文字やイラストを掲載するだけでなく、QRコード等を採用し、多国語解説、遺構の解釈や歴史的な位置づけ等の詳細解説にも対応できるようにする。QRコードの場合は情報の書き換えが容易であることから、歴史的な評価や遺構の解釈が変化した場合には適宜更新を行う。



個別説明の事例（長野市：大室古墳群）



地区説明の事例（岐阜市：原の辻遺跡）

②模型・CG その他

史跡整備において、史跡を構成するすべての建造物を復元することは稀有で、遺構の表示、もしくは一部の建造物の復元を行う場合が多い。このため、大友氏館跡・唐人町跡の建造物の全容について理解を助ける手段として、復元模型や地形模型、CG(コンピュータグラフィックス)、復元パースを掲載した説明板等を設置する。

なお現在、大友館全体をCGで再現し、VR（仮想現実）技術を用いて、整備途上の遺跡の立体復元イメージを公開しているが、今後の調査研究状況にあわせて適宜CGを更新し、AR（拡張現実）技術により、整備された遺構表示に重ねて見せるなど、史跡地におけるハード整備とソフト整備を組み合わせ、分かりやすい展示と解説を行う。



大友館中心建物（大おもて）

復元イメージCG

7. 植栽計画

広大な史跡を活用するにあたっては、緑陰の形成や修景としての植栽は不可欠である。史跡としての歴史的価値に加え、中心市街地付近にある緑豊かな憩いの場としての機能を創造するために、遺構の保存に影響を与えない適切な位置を選んで修景植栽を行う。植栽する樹種は、庭園域にて実施した植生分析の結果や、戦国時代のこの地域に既に生育していた樹種の中から、現在の気候に適するものを、公園としての維持管理などを考慮して選定する。

(1) 目隠し植栽

館北西域や西建物域の西側、館北外郭、利便施設 A 北東部、唐人町跡北辺は住宅地と接しており、外郭施設の復元整備ができない部分では、史跡地側から見える現代的な建物の遮断と、住宅側のプライバシー保持を目的とした目隠し植栽を行う。併せて、これらの植栽は戦国時代の太友館西外郭付近の表示としての役割を担う。また、常緑樹による生垣植栽などの方法で史跡地管理柵の機能を持たせることも考えられる。

庭園遺構整備においては、庭園の視点場や中心建物域から庭園側を見た際に、庭園の先にある JR 日豊本線高架や橋脚、その間に見える建物などの存在を緩和することを目的として、庭園遺構整備範囲と指定地南辺との間に目隠しの役割を持たせた高木を植栽を配置した。

この植栽は復元ではないが、庭園の背景として一体的に見える位置にあることから、樹種選定や配置は庭園遺構の整備とあわせて検討を行っている。

(2) 緑陰形成植栽

現在、史跡地内には高木がほとんど存在しないが、緑陰形成を目的とした植栽を北西域と西建物域を中心に配置する。緑陰形成機能には遮光のほか、葉の蒸散作用による気化熱収奪効果が加わって周辺の気温上昇を抑える効果も期待される。

(3) 修景植栽

大分駅からの交通利便性の高い市街地に立地する太友氏遺跡は、歴史的空間体験に加えて、市民の憩いの場、安らぎの場としての機能も求められる。緑の広場としても多くの市民が集う場となるべく、季節ごとの花を楽しむことができ、体験学習にも活用できるような植栽を検討し、配置する。



図 5-14 植栽計画図

8. 景観形成計画

大友氏遺跡の史跡としての価値を維持し高めるためには、魅力的な景観が形成されるよう整備していくことが必要であり、さらに史跡公園周辺の都市空間についても良好な景観形成が必要である。そのため、今後、大友氏遺跡歴史公園においては景観形成に関する方針を検討して定め、整備を行っていく。

(1) 大友氏館内における景観形成

歴史体験（復元）ゾーンを中心に歴史的景観を復元する。大友氏館跡東側の大門から館内に入った中心建物域とその周辺及び庭園域は大友館の魅力伝える重要な場であることから、歴史的景観・空間の形成を目的とした景観づくりを目指す。大友館南外郭、南門周辺は緑地・園路空間として整備が完了した線路敷ボードウォーク広場との景観調整を図り、アプローチゾーンとして良好な場を創出することとする。

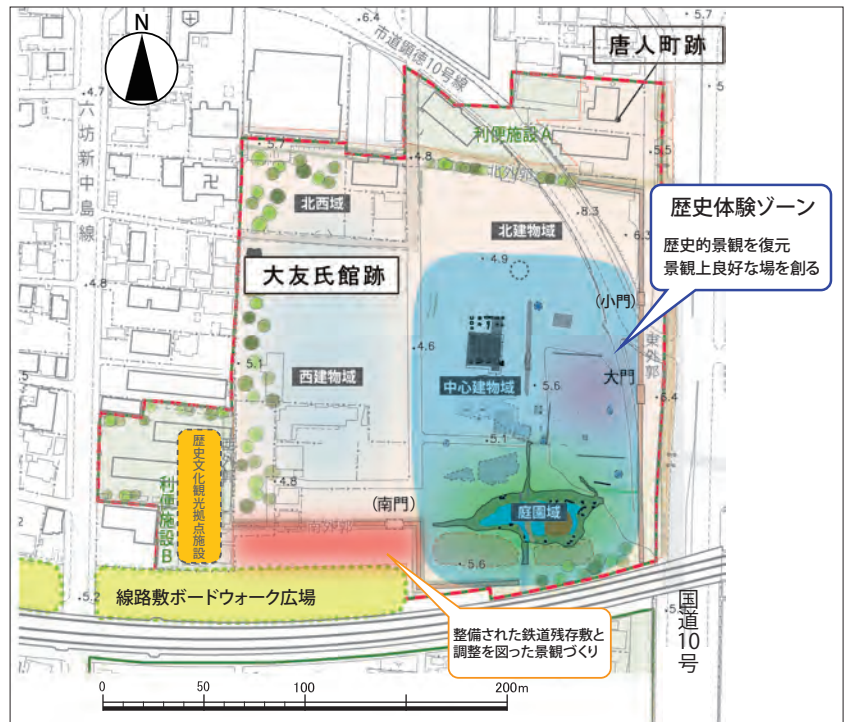


図 5-15 大友氏館跡内の景観形成

(2) 大友氏遺跡周辺の景観形成

中世大友府内のまちは南北 2.1km、東西 0.7kmの範囲に広がる。近年この範囲において道路整備等に伴う住宅や店舗、病院などの開発が進んでいるが、中世の歴史文化観光拠点として大友氏遺跡歴史公園の整備を進めていくためには、中世豊後府内の歴史を活かした魅力ある市街地として景観形成を図らなければならないことから、平成 25 年度に策定した『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』では、特に大友氏遺跡に隣接する重要エリアを「景観形成目標エリア」として位置付けた。

既にこの景観形成目標エリアの北側に隣接する市道錦町長浜線では歩道の修景整備による歴史を活かした回遊ネットワークづくりの取組みが進められ、景観形成目標エリア内においても大友館への経路となる線路敷ボードウォーク広場における良好な景観形成が行われている。今後もこの景観形成目標エリア内においては、大友氏遺跡歴史公園の景観形成方針と合致した周辺公共施設のデザイン等の検討に取り組む必要がある。

今後、大友氏館跡の中心建物域の整備が進む中で、景観形成目標エリア内におけるより具体的な、沿道景観への適切な配慮、歴史的背景を損なわない屋外広告物のデザイン誘導、可能な限りの建築物や工作物の形態意匠等の誘導、さらには景観地区等の指定に向けた取り組みについて、視点場を設定しての景観検討を踏まえ、庁内他部局や地元住民などと連携しながら、取組の内容を検討していく。なお、大友氏館跡周辺における景観に関する取り組みの検討にあたっては、大友館東側が大友館の正面であったという歴史的経緯を十分考慮するものとする。

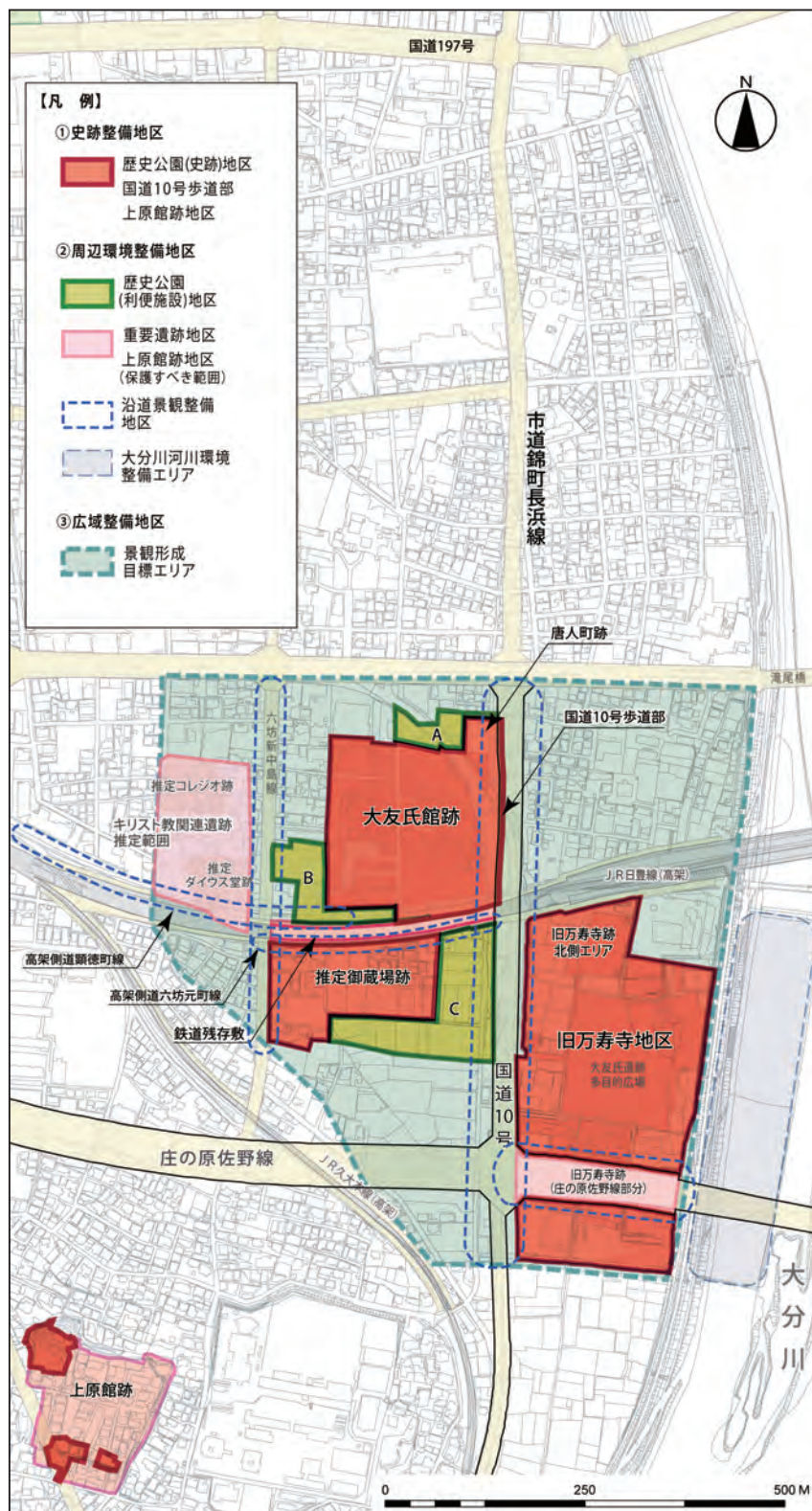


図 5-16 『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』における景観形成目標エリア

9. 管理施設及び利便施設に関する計画

(1) 休憩・便益施設等の整備

史跡指定地内は、検出された遺構をもとに庭園や建造物の復元、平面表示等で往時の姿を空間体験できる場をつくることを目標とし、休憩所や駐車場等の便益施設は原則として利便施設用地に配置する。

① 駐車場、駐輪場

利便施設 A と利便施設 B に、身障者用を含む駐車場、駐輪場を配置する。身障者用駐車場は全駐車台数の 1/50 以上を確保し、史跡地に最も近い位置に配置する。

駐車場は、ヒートアイランド抑制のための保水性の向上や、景観に配慮した仕上げと、緑陰形成樹木の植栽などを検討する。

駐車場から公道への合流部分には視界を遮るような構造物は設置せず、信号機の設置について関係機関と協議を行う。

② 便益施設

利便施設 A と利便施設 B に、それぞれ男性用、女性用、多目的用からなるトイレを整備する。特に利便施設 B には一時的に大人数の利用者が集中することが予想され、多目的トイレを男女別に設けるなど、利便施設 A より規模を大きく設定する。

遺構保護や景観上の配慮から、一般的には史跡地内にトイレを設けないが、史跡の規模や地域住民の公園としての利用、利便施設の整備進捗状況によっては、北西域で遺構が存在しない部分に限り、小規模なトイレを設置する。

③ 休憩施設

史跡を整備し、公開活用するにあたって休憩施設は不可欠な要素である。ただし、現代的な要素である休憩施設等は中世館跡としての歴史的な景観を損なう可能性もあり、配置とデザインは十分な配慮が必要である。

史跡地内のベンチは、利用者の居心地の良さを考慮して北西域や西建物域の緑陰樹木の下を中心に配置する。庭園域や中心建物域などのある歴史体験ゾーンにはできる限り設けない。

歴史体験ゾーンでは復元建造物の一部を休憩施設として活用する。ただし、復元ができない場合は、庭園北側の建物想定域に目立つことのないように四阿やベンチを設置して、庭園を眺める眺望兼休憩の場として活用することを検討する。

利便施設 A には四阿とベンチを設ける。歴史文化観光拠点施設を整備する利便施設 B は来訪者の集合や待ち合わせの場所として使われることが予想されることから、歴史文化観光拠点施設内及び周辺には、余裕を持った休憩スペースの設置を行う。

(2) 歴史文化観光拠点施設の整備

① 歴史文化観光拠点施設

「史跡大友氏遺跡保存管理計画書」における「学習交流施設の整備方針」で示したとおり、重要文化財を含む大友氏遺跡の出土遺物や大友氏関連の文献・美術資料の調査研究、並びにそれらを整理・保管・公開展示することは、大友氏遺跡の観光資源としての価値を高めることになる。

大友氏遺跡と大友氏に関する考古学・歴史学等の調査研究、重要文化財等の資料の展示に加え、大友氏遺跡を中心とした体系的な歴史ガイド、歴史をテーマとした市民や観光客が楽しめる体験学習、郷土料理を提供するレストラン・カフェ、地元物産のPR・販売などの機能を付加し、より積極的・複合的な活用ができる施設を目指す。また、学習スペースや親子で過ごせるスペース等を設け、日常的な憩いの空間としての場を提供する。

上記について、「歴史系機能」「文化系機能」「賑わい機能」の3つの基本機能を想定し、これらの機能を融合させ、多様な目的で訪れた人々が、南蛮文化発祥都市おおいたを体感できる施設とする。同時に、本施設を、市内各地の歴史・文化観光の拠点となる「歴史文化観光拠点施設」として改めて位置付ける。

【学習交流施設の整備方針】

『史跡大友氏遺跡保存管理計画書（基本構想）』p90より

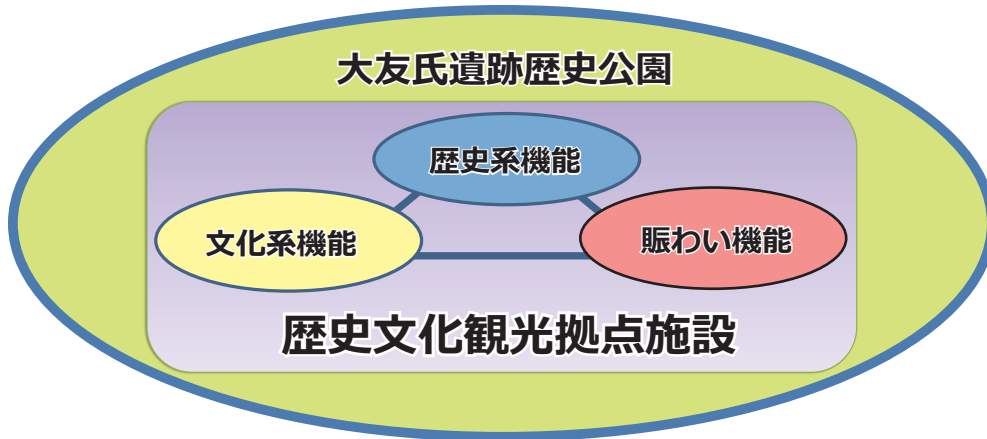
- 大友氏遺跡の特徴的な価値である「南蛮文化発祥の地」「国際貿易都市」を示す要素として、膨大な出土遺物や関連資料がある。これらは、遺跡に隣接する場所で適切に整理・保管し公開展示することにより、その価値を効果的に表現することが可能となり、観光資源としての価値も非常に高いものとなる。したがって、歴史公園（利便施設）地区においては、博物館機能を有する学習交流施設（(仮称) Bungo 大友氏遺跡センター）が必要であり、その設置を検討する。
- 学習交流施設は、専門分野の調査研究（大友氏に関する中世史資料や発掘調査資料を対象）、大友氏遺跡や関連する遺跡の紹介、歴史公園の案内、出土遺物の展示を基本とした、大友氏に関するさまざまな情報発信を行う中核的な施設とする。特に、学習交流施設で進められる最新の調査研究に従って常に更新を図りながら、最新の成果を分かりやすく提供することをめざす。
- 体験学習機能は学習交流施設に併設し、市民や観光客が楽しく参加できる様々な体験メニューを用意する。内容は現在の大友氏遺跡体験学習館の活動である、遺跡に関するモノ作りや歴史教室等を継承しながら、学習機会と内容のさらなる充実を図る。

② 短期的な施設の位置づけ

旧万寿寺地区には、多目的広場と仮ガイド施設である大友氏遺跡体験学習館を設置していたが、施設の老朽化と、史跡整備が進む大友氏館跡内を拠点とした効果的な情報発信の必要性から、2018年9月に閉館し、大友氏館跡内に「南蛮 BVNGO 交流館」としてリニューアルオープンした。本施設は歴史文化観光拠点施設が整備されるまでの間は、史跡のガイド施設として機能を継続させる。

なお、史跡地の管理についても、歴史文化観光拠点施設が整備されるまでの間、南蛮 BVNGO 交流館別棟会議室を活用する。

○歴史文化観光拠点施設概念図



○歴史文化観光拠点施設の機能

歴史文化観光拠点施設	歴史系機能	調査研究・展示機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大友氏、大友氏遺跡及び南蛮文化等に関する歴史学、考古学及び関連分野の調査研究 ・重要文化財を含む大友氏遺跡出土遺物、大友氏関連資料の整理・保存・公開展示 ・大分の中世、近世をテーマとした展示、企画展の開催
		歴史ガイダンス機能	<ul style="list-style-type: none"> ・映像やVR、シアター模型等による大友氏遺跡のガイダンス ・中世大友氏をはじめ、大分の歴史に関するガイダンス ・大分市の歴史文化の魅力や観光情報の発信
		歴史体験機能	<ul style="list-style-type: none"> ・出土遺物のレプリカ作成や生活体験、体験発掘など ・歴史をテーマとしたイベント、講演会、歴史講座の開催など ・復元された庭園、中心建物による歴史の空間体験
	文化系機能	学習機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大分の歴史や、大友氏関連の蔵書スペース ・学生や社会人が日常的に利用することができる学習スペース ・市民や団体が利用できる研修室
		交流機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的なイベントの開催に対応できるイベントスペース、会議室 ・ボランティアやNPOなどの活動拠点、サイクリングポート ・遊具を備えたキッズルーム、子ども連れがゆっくり観覧できる託児室
	賑わい機能	飲食機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大分の郷土料理、歴食、南蛮文化にちなんだ食を提供するレストラン ・日常的に人が訪れ、憩いの場となるカフェなど ・テイクアウトができる飲食販売店
		物販機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムショップ ・地元物産のPR（情報発信）や販売 ・日常的商業施設（書店やレンタルショップ、スーパーなど）

図 5-17 歴史文化観光拠点施設の概念図と機能

10. 設備計画

(1) 給水設備整備

大友氏館跡において必要となる給水設備として、園池への取水、便益施設、散水栓、水飲み場などがある。

上水道、ガス、下水道、電線管の埋設深さは、最少土被りで0.6 m以上が基準となっている。管路の埋設は地中を掘削する行為であり、史跡地内はできる限り敷設しないのが望ましい。ただし、敷設を計画する必要性が生じた場合、遺構の保護を第一義とし、盛土の範囲内でおさめることとする。

よって、史跡地内の給水設備は、園池への取水と、復元建造物における維持管理及び活用に給する上水道及び、植栽の維持管理を効率的に行うため水撒きを目的とした散水栓の設置を行う。池水は、調査を実施し井戸水（地下水）を利用する。

史跡周辺の消火栓と復元建造物の位置関係が有効距離を満たさない場合には、史跡地内の遺構に影響がない場所に必要管径の上水道を引き込み、消火栓を設けることを検討する。

近年は、散歩や野外学習、史跡見学の際に飲料を持ち歩く機会が増え、公園内の水飲みの利用頻度は低下しているが、公園や憩いの場としての利用においては、児童の利用を想定して利便施設に水飲み場を設置する。また、史跡の利活用が促進されると、イベントや体験学習等で、手足を汚す機会の増加が想定されることから、トイレの外壁に手足洗い場を設ける。

(2) 排水設備計画

① 雨水排水

大友氏館跡における雨水排水については、大分市公共下水道雨水計画に基づき適切な能力を有した新たな雨水管渠を埋設し排出する。新設する雨水管渠の整備は、既設管渠の位置を再利用する等により新たな遺構掘削を避ける。

史跡地西側は民有地に接しており、史跡地から周辺地へ表層水の流出が生じないように、史跡地の敷地境界に沿って、機能と景観バランスを考慮した側溝を配置し、利便施設B側または周辺に存在する既設の排水施設へと導水する。

短期整備後の庭園域の排水は、新たな雨水管渠が埋設されるまでの間は、庭園域南側に位置する都市水路へ暫定的に排出するものとし、可能な限り早期に十分な能力を有する管渠を整備する。

東外郭と、北外郭・南外郭の一部は、整備上表現する溝に水が深くたまると安全上の問題が生じることから、下部遺構及び景観的に影響がない場所を選んで、整備した内溝から塀の遺構上面を通り外溝さらに史跡外の雨水管に排出する管路を配置することを検討する。

② 汚水排水

便益施設、水飲み場や手足洗い場等は利便施設への配置を計画しており、史跡指定地外であるものの周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を行う際は発掘

調査を実施することが必要である。汚水排水は、施設の構造にあわせて周辺にある既設の污水管を調査し、適切な位置、距離、能力に応じたものとする。

(3) 電気設備計画

整備対象地で必要となる電気設備としては、園内照明灯、屋外コンセント、便益施設、池水の給排水設備、監視カメラ設備等が想定される。

史跡地内の既設電柱は、歴史公園の整備進捗に合わせて整理し、必要の無いものは撤去した上で地中化を進める。公園内への電力引き込みは、館北側から行うが、埋設にあたっては遺構を損なわないよう、埋設位置と深度を調整する。史跡地内の多くは遺構保護のために保護盛土を施していることから、電線管の埋設に当たって遺構に影響を与える可能性は少ないが、ハンドホールなどの構造物や照明の基礎設置は深くなる可能性があり、遺構を損なうことのないよう位置と形状を検討して設置する。

ソーラーライトは、電源の引き込みを必要とせず、災害発生に伴う停電時にも点灯するという利点がある。しかし、高照度のポール灯では上部に大きなソーラーパネルを取り付ける必要があり、太陽光が不足する時には点灯時間が短くなる場合がある。電気引き込みとソーラー照明器具の使用については一長一短があり、復元や遺構表示などの遺構本体に係わる整備の状況に合わせて、景観シミュレーションに基づき配置を決定する。

史跡地内はイベント等を除き夜間の活用は想定していない。また、日常生活における園内の通り抜けも少ないと想定される。したがって、庭園域及び中心建物域の庭園に面する部分には歴史的空間としての景観を優先し、照明ポール灯は設置しない。また、足元灯を含む照明設備の設置は、大友氏館跡全体の整備に伴う照明設備計画の作成を待って設置する。広場ゾーンとアプローチゾーンには明るさを確保できるポール式の照明灯の配置を検討する。安全管理に配慮しつつも、史跡であることを優先し、一般的な広場や通路の照度基準は適用しない。

照明灯は、歴史的な景観に配慮し、黒や茶色などの彩度が低い色で、シンプルなデザインのものが好ましい。ランプは電気代が安く、長寿命で高輝度を確保できるLEDを使用する。

近隣が住宅地であることから夜間の過度な照明点灯は生活環境や安全上も問題となることが予測されることから、園内照明はセンサーで点灯し一定時間で消灯するシステムとし、深夜には安全管理上必要な数の照明のみを点灯させるようにする。

歴史体験(復元)ゾーンは、説明板の背面等にコンセントを埋め込み管理用電源とし、庭園や能舞台を使って行われる薪能や観月会などを想定し、夜間イベント時の電源にも供する。

利便施設の駐車場は、JISの基準に基づき維持照度5LXを確保する。

なお、館北西部の市道顕徳9号線(部分)、顕徳8号線については、中期整備後も道路が残存するが、周辺の整備進捗に合わせて、電柱の地中化を行うことを検討

する。

(4) 防災防犯設備計画

復元建造物には避雷設備、感知器、自動火災報知機、消火器などの防火設備を設け、必要に応じて自動放水銃等、延焼防止設備の導入も検討する。大友氏館跡は準防火地区に所在することから、復元建造物の用途等を踏まえ、法規制に則った整備を行う。

庭園や復元建造物に対しては、安全管理と史跡の保存及び維持管理の点から監視カメラの設置についても検討する。

11. 公開・活用に関する計画

(1) 公開

第1期整備では、大友氏館跡及び唐人町跡を対象とし公開することを目指す。

①部分公開

短期整備終了後は庭園域の供用を開始する。その他の場所は調査や整備が進行するため、調査区の周囲に仮設フェンス等を廻らせて進入を防止した上で、道路などから未整備地を見ることができるといった状態を維持する。

庭園については、見学者の安全対策と人的な破損等を防止するため、また、庭園を鑑賞するための良好な環境を維持するため、周囲には板塀・柵を設け、夜間は閉鎖する。中心建物域との間には管理柵を整備する。

短期的には、庭園の公開を主とした活用は、南蛮 BVNGO 交流館及び南蛮 BVNGO 交流館別棟会議室を拠点に、大分市教育委員会教育部文化財課が行う。

また、整備の進捗により、まとまりのある区画の整備が完了した時点で、徐々に公開範囲を拡大する。

②全域公開

中心建物域に復元する建造物は庭園同様に夜間閉鎖し、大門、小門等の復元した門も本来の機能を果たすため、朝夕の決まった時間に施錠する。中心建物域は足元灯を設置する程度で、建造物や庭園が閉鎖されている夜間には、整備した姿を伝えることができないことから、安全管理上の配慮も含めて閉鎖することを原則とする。

建物復元を行わない遺構表現ゾーンや広場ゾーンについては、説明板等による遺構解説を行って公開し、大友氏遺跡にちなんだ様々なイベントの会場として供するとともに、大友氏遺跡を学びながら一日を通じて公園内を満喫できる場としていく。また、これらのゾーンは、市民が日常的にも利用しやすい憩いの場として、さらに地域活動の場として公開するものとする。夜間に関しては、早朝や薄暮時における地域住民の利用を考慮し、園内の通路を含め、立ち入りには制限を設けないものとする。

唐人町跡は復元した建物内部でかつての暮らしの様子を表現する場であることから、中心建物域・庭園域と同様に夜間は閉鎖することを原則とする。

唐人町跡に接する利便施設 A と歴史文化観光拠点施設に併設する利便施設 B の駐車場はそれぞれの施設の施錠とあわせて夜間は閉鎖し、史跡地、利便施設ともに基本的には昼間を主体とした公開・活用を図る。

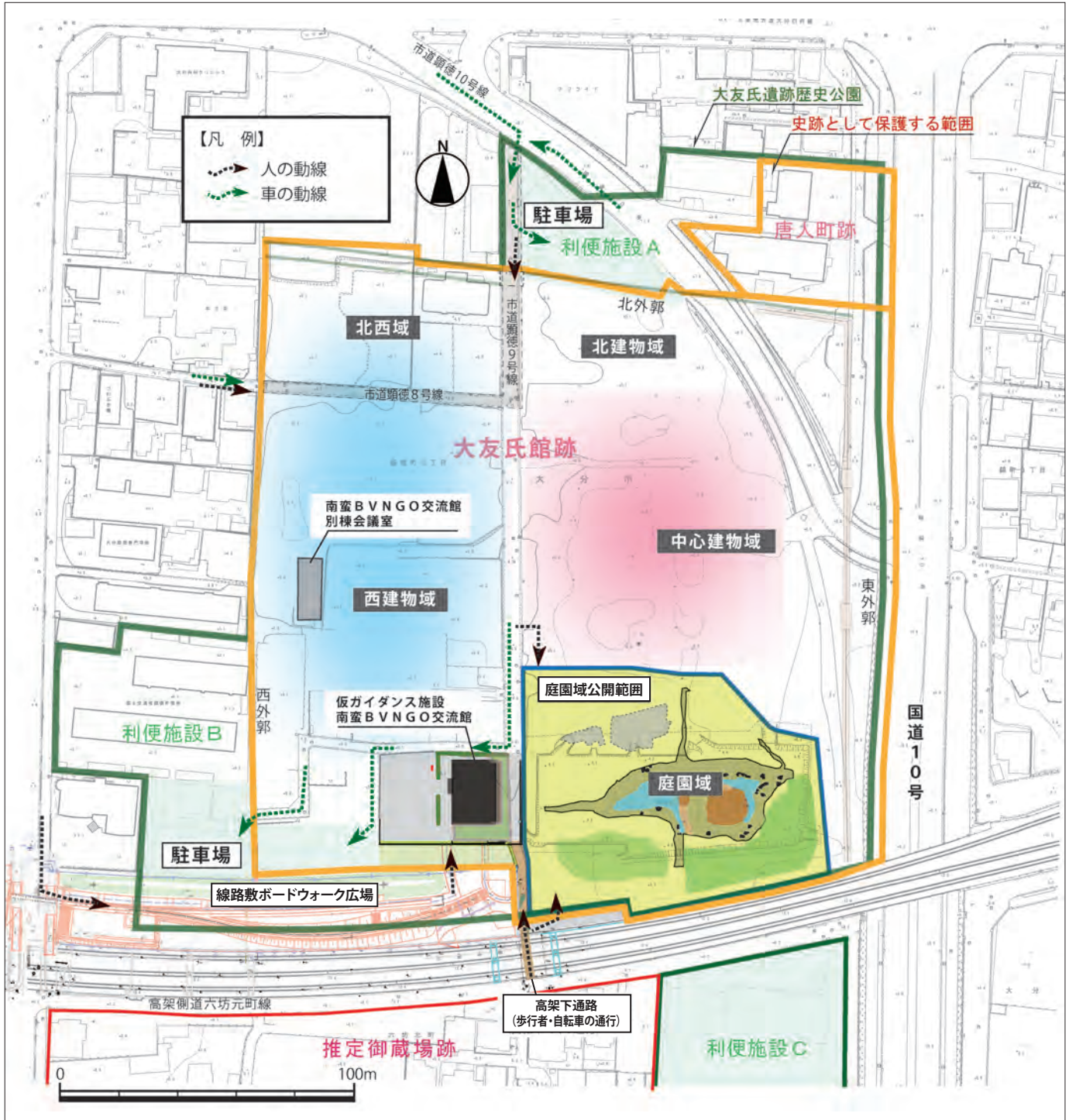


図 5-18 短期整備公開範囲図

(2) 活 用

①復元された建物等の活用

整備が進捗した段階において、復元された建物等の活用については、大友氏館跡の規模や空間を来訪者に体感してもらうとともに、「作法日記」等に記されている年中行事をリアルに体感できるよう努め、その建物が当時どのように使用されていたのかについて理解を促すようにする。戦国大名館で行われた年中行事の詳細が解明されている事例は少ないが、大友館では資史料が揃い研究が進んだことからその再現が可能であり、大友氏や大友氏遺跡の魅力を発信する市民団体などと連携し、CGなどのデジタル技術も利用しながら再現していくよう努める。

②情報発信

情報発信については、整備の進む大友氏遺跡を核とし、大友氏 400 年の歴史を活かした、市民ひとりひとりが幅広い世代に対して大友氏の魅力を発信する広告塔となる取組を推進していく。具体的には、現在行っている「南蛮 B V N G O 交流館」を拠点とした大友氏遺跡史跡ボランティアガイド・Funai ジュニアガイドの活動に今後も継続的に取り組むこととする。大友氏遺跡史跡ボランティアガイドについては、ガイド内容をより充実させるため、ガイドによる歴史講座の開設をおこない、大友氏遺跡全体のガイドを行うなど、知識の維持・向上をはかりつつ遺跡全域の魅力を体感できる幅を持ったガイド活動へとつなげていく。その際は、本市が運営する歴史ガイド組織の整理・調整なども検討することとする。

また、大学や市民団体、他市町村との連携による事業も増えていることから、大友氏遺跡の整備に連動したまちづくりの推進及び地域振興、観光振興の活性化につながる活動を検討する。

観光客の来訪を促す取り組みとして、民間旅行会社及び市・県の観光協会と連携して、積極的なプロモーションを進める。

さらに、整備事業が長期にわたることから、整備過程についても積極的に公開し、整備に伴う発掘調査や整備工事の実施に際しても、来訪者が積極的に関与できるような体験型のプログラムを準備する。

③学校教育との連携

大分の未来を担う子どもたちに、大友氏遺跡への理解と愛着の醸成を促すため、長期的な視野に立って学校教育との連携を図っていく。現在、市内全域の小学校 6 年生を対象に実施している社会科副読本『府内から世界へ 大友宗麟』を活用した授業を継続するとともに、郷土の歴史、とりわけ大友氏遺跡の価値に触れ学ぶ機会を提供するため、歴史文化観光拠点施設を基点とし、教育現場と連携したソフトプログラムの充実を図るものとする。これらの計画にあたっては、日常的に児童・生徒の指導に携わっている教育関係者等、学校側と連携を図りながら行うことが望ましく、学校が利用しやすい環境に配慮した整備を行う。

④施設の連携による回遊的活用の推進

大友氏遺跡周辺には、大分元町石仏や府内城跡（大分城址公園）といった歴史的資源、さらに大分市立美術館や大分県立美術館など魅力的な施設が点在することから、中心市街地循環バス「大分きゃんバス」を活用するなど、施設間の連携を促進し、回遊性の向上を図る。

また、案内サインの整備や回遊ルートを紹介したパンフレット作成などを行う。

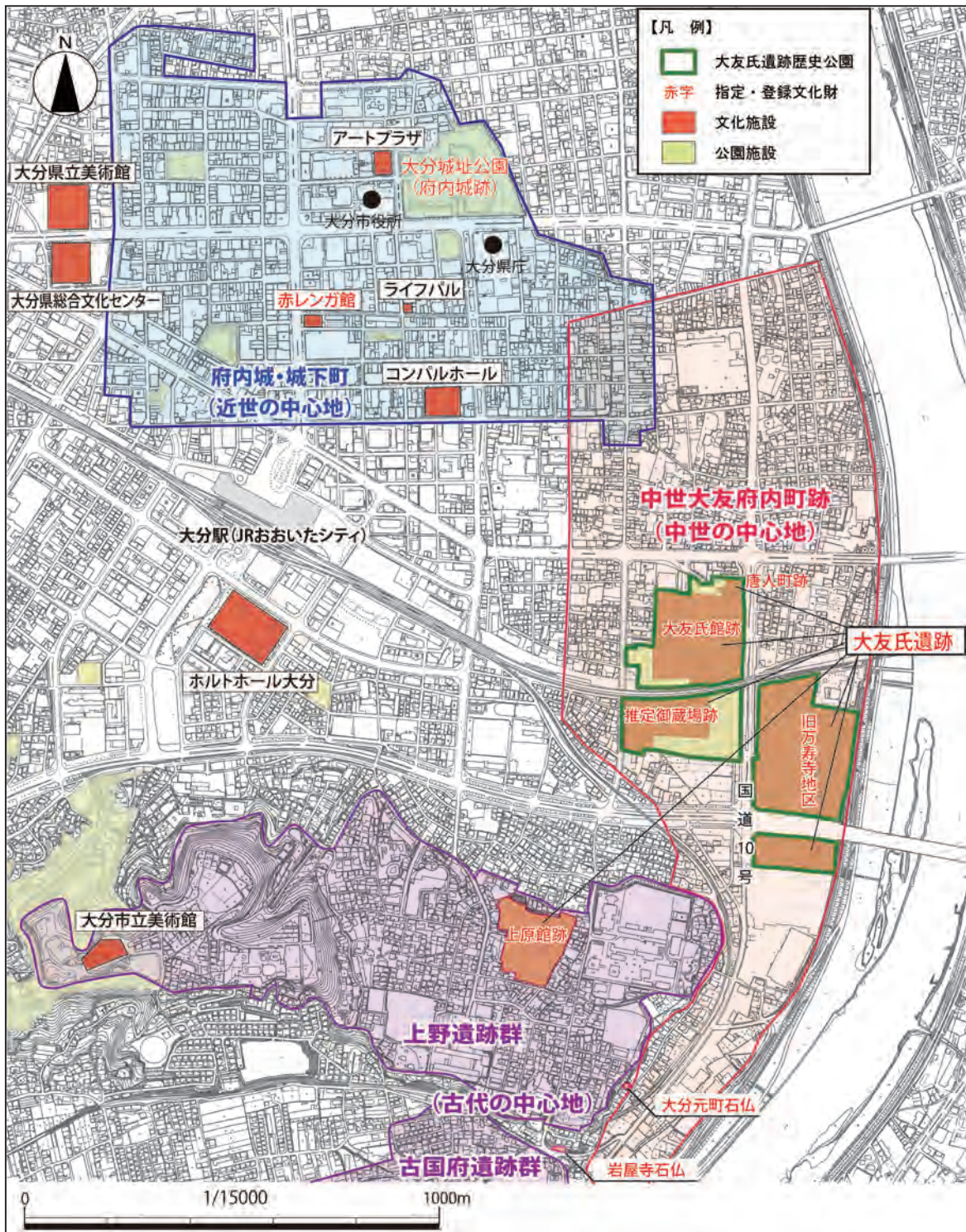


図 5-19 大友氏遺跡周辺の史跡・文化施設

12. 整備後の管理運営計画

大友氏遺跡の管理運営は、基本的に大分市教育委員会教育部文化財課が関連各課の協力のもとで業務全般を担当するが、適切な業務委託や指定管理の導入を含め、効果的な方法を検討して実施する。

復元整備を行わない史跡地及び便利施設の管理運営については、一般的な公園管理に準じ、大分市がNPOやボランティア団体などの民間組織に委託して行うことを基本とする。そのため、短期・中期計画の進展にあたり、こうした団体の育成にも積極的に取り組む。

史跡地および歴史文化観光拠点施設で行う企画やイベントについては官民協働で実施することを積極的に検討する。

庭園域の管理は、景石や護岸などの庭園を構成する要素の保存・修理に加え、仕立木の整形、樹木の剪定、灌木の刈込、虫害防止など植栽樹木の維持管理、築山及び芝の除草などのほか、池の水位・水質の管理なども含まれる。史跡整備としては全国的事例の希有な内容をもっており、整備後の経過観察に基づき、専門家の指導助言を受けながら継続性を持って実施する必要がある、庭園管理の技術的な水準を満たす業者等に継続して委託できる仕組みを検討する。

また、復元建造物の公開に伴い、機械警備も含めたセキュリティー管理に努める。歴史文化観光拠点施設の管理については、官民の役割分担を整理して、民間活力を効果的に活用できるように検討する。民間部分については本市が所有する文化施設等と同様に指定管理者等を指定し期間を定めて委託する。

第1期整備完了後の歴史公園内の諸施設の料金徴取の考え方については、中期整備期間中に詳細検討を行い決定する。ただし、庭園域の供用開始後の暫定公開期間中に関しては、基本的には無料で公開する。

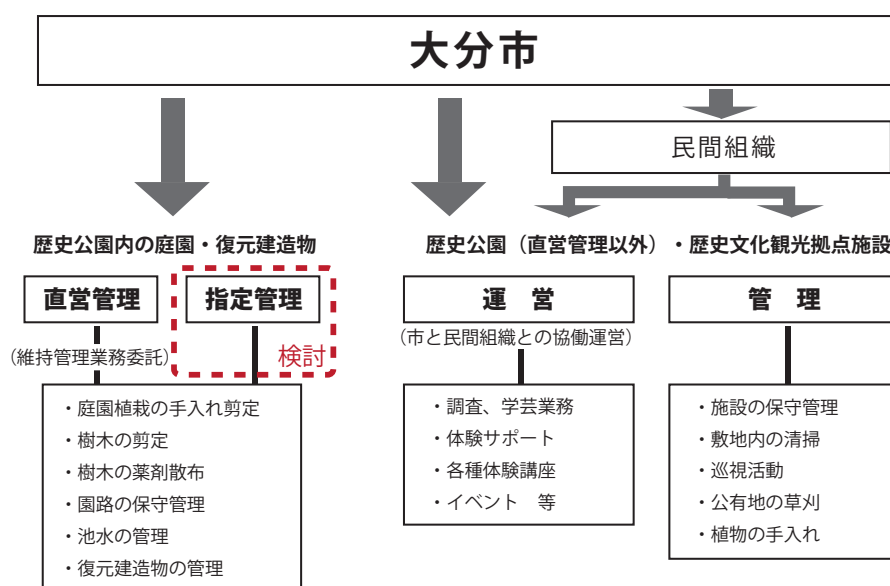


図 5-20 管理運営体制イメージ